

運輸安全マネジメントへの取り組み

共栄運輸株式会社（バス事業部）

令和7年度（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

共栄運輸株式会社は、社長以下全従業員が「社運をかけて安全運転」との社是のもと、輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントの実践により、絶えず輸送の安全向上に努めてまいります。

令和7年1月1日

共栄運輸株式会社

代表取締役社長 丹治 寛記



1. 安全方針

- (1) 「社運をかけて安全運転」（社是）
- (2) 「法令及び社内ルールを守り安全を最優先する」

2. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 当社は代表取締役をはじめとする役職員全員が輸送の安全確保は事業経営の根幹であることを深く認識し、その確保に努めます。
- (2) 当社は輸送の安全を最優先し、お客様へ安全を提供することに努めます。
- (3) 当社は輸送の安全確保のため、関係法令の遵守と安全最優先の基本原則を徹底することに努めます。
- (4) 「運輸防災マネジメント指針」を踏まえ、自然災害発生時の被害を軽減する「防災」と国民の生活と経済を支えるという「事業継続」に取組みます。
- (5) 当社は輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P D C A）を確実に実施し、安全性の向上に努めます。
- (6) 当社は輸送の安全に関する情報について積極的に公表します。

3. 輸送の安全に関する目標

- 人身事故 「ゼロ」
- 物損事故 「ゼロ」
- 飲酒運転 「ゼロ」
- 乗合バスの車内事故 「ゼロ」

4. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要なとの意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、的確に実施します。

- (6) 「運輸防災マネジメント指針」の周知、活用による自然災害に応じた対応力の向上及び輸送の安全確保を図る取組みを推進し、激甚化・頻発化する災害に対する対応を図ります。

5. 輸送の安全に関する教育及び研修

- (1) 運行管理者・整備管理者及び補助者等に対し、関係規定等の習熟及び遵守、厳正な点呼の実施、異常時における適切な対応等に関する教育を実施します。
- (2) 乗務員に対し、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針に基づいて作成した乗務員指導教育年間計画表による安全教育を行うとともに、交差点の右左折時の事故等バス業界の特徴的な事故を防止するための安全教育を徹底し、安全意識及び運転技能の向上を図ります。
- (3) 適性診断・適齢診断を受診させた後に、乗務員に対して診断結果に基づいた教育、指導を実施します。
- (4) 初任、経験不足運転者等に対しては、自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルに従った教育及び安全運転の実技指導を実施し、安全意識及び運転技能の向上を図ります。
- (5) 乗務員に対する走行訓練を定期的に実施するとともに、山岳道路や雪山等における走行方法の習得のための特化した研修や訓練を実施し、乗務員の安全意識及び運転技能等の向上を図ります。
- (6) 運行管理者・整備管理者等を外部機関主催の講習会に参加させ、管理機能の強化を図ります。
- (7) 乗務員を対象とした、事故や災害等への遭遇を想定した訓練の実施や、救急救命講習を受講されることにより乗務員の能力向上を図ります。
- (8) 自然災害発生時の即応能力の向上のため、従業員に対して基本理念と基本動作の習得を図り、災害に備えた実践的な訓練の実施や他機関の訓練への積極的な参加を図ります。
- (9) デジタルタコメーター及びドライブレコーダーの記録を確認することにより、安全運転、エコドライブ、労務管理の徹底等輸送の安全に活用を図ります。
- (10) ヒヤリ・ハット情報や事故事例を活用した乗務員教育を実施します。
- (11) 健康診断を年1回（深夜勤務者は年2回）必ず受診させるとともに、受診結果に基づく適切な指導を行い、健康に起因する事故の防止を図ります。
- (12) 健康起因による事故を防止するため、「睡眠時無呼吸症候群」「脳血管疾患」「心臓疾患・大血管疾患」等対策として「S A Sスクリーニング検査」等を乗務員に積極的かつ計画的に受診させて健康起因事故の防止を図ります。

6. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれに基づく措置

安全統括管理者が自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、運輸安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも毎年1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施し、さらに重大な事故等が発生した際は適宜必要な内部監査を実施することとします。

内部監査の実施結果については、速やかに取りまとめ、報告・改善を実施します。

7. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

令和 6 年度目標		令和 6 年度達成状況	
人身事故	「ゼロ」	人身事故	0 件
物損事故	「ゼロ」	物損事故	1 件
飲酒運転	「ゼロ」	飲酒運転	0 件
乗合バスの車内事故	「ゼロ」	乗合バスの車内事故	0 件

8. 内部監査結果

安全管理規程に基づき、令和 6 年 10 月 1 日に安全管理体制について内部監査を実施し、適正な状況であることを確認しました。

9. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故統計

自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故の発生 0 件

10. 行政処分関係

令和 6 年中の行政処分はありませんでした。

11. 安全管理体制及び緊急時における連絡体制

別紙「安全管理体制組織図」参照

別紙「事故・災害等発生時緊急連絡体制表」参照

別紙「重大事故発生時における緊急連絡対応表」参照

別紙「重大事件発生時における緊急連絡対応表」参照

12. 安全管理規程

別紙「安全管理規程」参照

13. 安全統括管理者

専務取締役

菅原 陽一